

新発田市空き家バンク補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新発田市空き家バンク事業実施要綱第4条第2項に規定する空き家台帳に登録された空き家（以下「空き家」という。）の売買をした者に対し、予算の範囲内で空き家バンク補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 購入者 空き家を購入した者をいう。
- (2) 売却者 空き家を売却した者をいう。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、市外在住で本市に転入する予定の購入者（転入日前2年の間に新発田市に住所を有していない者であること。）若しくは市内在住の購入者又は売却者であって、第5条に規定する交付申請を行う時点において市税（本市に転入する予定の購入者にあつては、その住所地の市区町村税）を滞納していないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、空き家の売買契約1件につき、市外在住の購入者は10万円とし、市内在住の購入者及び売却者は5万円とする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新発田市空き家バンク補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の納税証明書
- (2) 対象となる住宅の位置図（付近見取図）
- (3) 売買契約書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、売買契約の日から起算して1箇月を経過する日までに行わなければならない。

3 補助金の交付の対象となる売買契約は、同一の空き家につき1回とし、既に同じ空き家について別の売買契約により補助金が交付されているときは、補助金を交付しない。

（確定通知）

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上補助金額を確定し、新発田市空き家バンク補助金確定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成30年3月31日限りその効力を失う。